



佐賀県公報

平成17年
11月4日
(金曜日)
第 12677号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

公 告

- Si結晶LiLi型干渉計及びSi結晶LiLiLi型干渉計の購入に係る
一般競争入札 (新 産 業 課) 一
- 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基
本計画 (水 産 課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (おまけ) (推 進 課) 三
- 建築基準法に基づいて道路の位置の指定 (建 築 住 宅 課) 六

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月4日

収支等命令者

佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊 一

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
Si結晶LiLiLi型干渉計 1式
Si結晶LiLiLi型干渉計 1式
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入場所
佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地
佐賀県立九州シンクロナトロン光研究センター
- (4) 納入期限

平成17年12月28日

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号
佐賀県農林水産商工本部新産業課科学技術振興担当 電話0952-25-7129

3 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づいて入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物品又は同種同程度の物品を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。

(3) 調達物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

4 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成17年11月14日まで

(2) 場所

上記2の部局

5 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類等を、平成17年11月14日16時までに上記2の部局に提出すること。

<p>(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>6 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法</p> <p>(1) 場所 上記2の部局</p> <p>(2) 期限 平成17年11月16日17時(必着)</p> <p>(3) 提出方法 書留郵便とすること。</p> <p>7 持参による入札書の提出の場所及び期限</p> <p>(1) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟112号会議室</p> <p>(2) 期限 平成17年11月17日10時</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 上記7の(1)の場所</p> <p>(2) 日時 平成17年11月17日10時</p> <p>9 入札保証金及び契約保証金</p> <p>(1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号により免除する。</p> <p>(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。</p> <p>10 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。</p>	<p>なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。</p> <p>(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者</p> <p>(2) 当該競争について不正行為を行った者</p> <p>(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>(4) 1人で2以上の入札をした者</p> <p>(5) 代理人でその資格のないもの</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者</p> <p>11 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第7条の2第1項の規定により平成21年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。</p> <p>平成17年11月4日</p> <p style="text-align: center;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p style="text-align: center;">基 本 計 画</p> <p>本県の沿岸漁業は、玄海・有明海と特色のある両海域を有しており、これらの漁場の開発及び維持保全により漁業生産が支えられてきたが、近年その生産は低減をしている。</p> <p>このような状況の中、漁業生産の安定向上を図るためには、沿岸漁場の環境</p>
--	---

保全や整備開発と併せ、栽培漁業及び資源管理型漁業の推進による資源の維持増大を図ることが、重要な課題となっている。

さらに、平成13年には「水産物の安定供給の確保」及び「水産業の健全な発展」を基本理念とする水産基本法が制定されるなど、食料産業としての水産業の重要性が増す中で、本県においても沿岸漁場における水産資源の維持・増大を図るため、なお一層「つくり育て、管理する漁業」を積極的に推進する必要がある。

栽培漁業については、今日まで国及び県を中心として、種苗生産、放流等の技術開発を推進し、併せて市町、漁業協同組合(以下「漁協」という。)等においても、種苗生産関係の施設整備を行うなど栽培漁業の一翼を担ってきた。この結果、種苗生産の技術水準は向上し、良質種苗の生産と併せ生産数量も安定傾向にあり、今後は、防疫・遺伝的多様性・海域の生態系に配慮した栽培漁業を推進することにより、なお一層沿岸漁業等の生産の増大に寄与できるよう計画的かつ効率的な推進を図ることとしている。

本県の栽培漁業を推進するためには、玄海地区においては広域的な種苗生産、放流体制の一層の強化を図りながら、多岐にわたる海域特性に応じた栽培漁業の展開を図ることが重要である。

一方、有明海地区においては、周年操業体制の確立を図るため、甲殻類を中心とした種苗放流の積極的な展開及び二枚貝類の種苗生産、放流技術の開発を進めることと併せ、広域的な栽培漁業推進体制の整備を図ることが重要である。このため、次のような基本計画を定め、栽培漁業に係る技術開発を推進するとともに、漁業者の積極的な取組により、栽培漁業の推進と定着を図り、もって沿岸漁業等の生産の維持・増大と経営安定に資するものとする。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 水産動物の種苗の生産に当たっては、技術開発の進捗状況、種苗生産施設の能力、対象水産動物の需要の動向、漁業者の意向等を配慮して、水産動物の種類を定め、防疫的・遺伝的見地から優良で自然環境への適

応能力を有した高い生存率が期待される種苗(以下「良質な種苗」という。)の量産技術開発及び量産体制の整備強化等を行うとともに、生産技術のマニュアル化、経費の低減に努める。また、地域特性に見合った新しい栽培対象種についても技術開発に取り組む。

(2) 水産動物の種苗の放流に当たっては、生物学的特性、海域の自然条件、生態系等を十分考慮するとともに、放流技術開発の成果を踏まえて、効果のある大きさ及び数量を安定かつ継続的に放流し、放流効果の定量的な把握に努め、更には漁協及び漁業協同組合連合会(以下「漁協等」という。)が、漁業者等の適切な負担のもとに経済事業として実施でき得る段階への円滑な移行を促進する。

また、回遊性種の放流については、当面自治体と漁協等が一定の役割分担のもとに積極的な取組を推進する。なお、県境を越えて回遊する種類については、関係県の間で種苗放流等の協力体制の整備に努める。

(3) 放流した水産動物については、その経済効果を発現するため、関係漁業者、遊漁者等に対して種苗放流及び放流稚子の採捕自粛、体長制限等の資源管理の普及・啓発に努めるとともに、育成環境を整備し維持・保全を図るよう指導する。

また、放流水域で操業する他の漁業者等にも理解と協力を求めるよう指導する。

なお、種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸漁場整備開発事業等と連携を図るとともに、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し尊重するものとする。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

水産動物の種類は、種苗の量産が可能となっているもの又は当該基本計画の計画期間内において種苗の量産が可能になると見込まれるものであつて、かつ、相当規模での放流が実施される可能性がある次のものとする。

- 魚 類 マ ダ イ
- ヒ ラ メ
- ト ラ フ グ
- 貝 類 ア ラ ビ
- 甲 殻 類 ク ル ア エ ビ
- ガ ザ ミ
- 棘皮動物類 ア カ ウ ニ
- バ フ ン ウ ニ
- マ ナ マ コ

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標
 平成21年度を目標とする水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさは、次のとおりとする。

種 類	数 量	大 小
魚 類	マ ダ イ	300千尾 全 長 80ミリメートル
	ヒ ラ メ	150千尾 全 長 80ミリメートル
	ト ラ フ グ	130千尾 全 長 30～60ミリメートル
貝 類	ア ラ ビ	300千個 全 長 30ミリメートル
甲 殻 類	ク ル ア エ ビ	6,500千尾 体 長 30ミリメートル
	ガ ザ ミ	5,000千尾 全甲幅 5～10ミリメートル
棘皮動物類	ア カ ウ ニ	1,000千個 殼 径 10ミリメートル
	バ フ ン ウ ニ	900千個 殼 径 10ミリメートル
	マ ナ マ コ	500千個 体 長 20ミリメートル

第4 放流効果実証事業に関する事項
 栽培漁業の展開に当たっては、増殖効果が明らかとなった水産動物について、放流に係る経済効果等の実証を行うこととし、関係者が参加した指定法人の設立と放流効果実証事業への取組について検討する。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項

栽培漁業の効率的な展開のため、指定法人が実施した放流効果実証事業の結果、漁業者自らの発意による自主的な秩序づくりを基本として、特定水産動物育成事業の導入が可能であると認められる水産動物については、当該事業への移行を図る。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

- (1) 種苗生産の技術水準の目標
 県が種苗の量産技術の開発を行う水産動物の種類は以下の4種とし、単位当たりの生産目標は、次の表のとおりとする。

なお、種苗の量産技術が一定の段階まで到達した水産動物については、さらに安定的な生産に努めるものとする。

区 分	目 標 (平成21年)		飼 育 施 設
	種 類	生 産 尾 (個) 数	
オニオコゼ	7,000尾/立方メートル	全長30ミリメートル	施設容量20立方メートル
カ サ コ	2,000尾/立方メートル	全長30ミリメートル	" 容量50立方メートル
ア ゲ マ キ	5,000個/平方メートル	殻長10ミリメートル	" 面積60平方メートル
クマサルボウ	100,000個/立方メートル	殻長1ミリメートル	" 容量5立方メートル

(2) 解決すべき技術開発上の問題点

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る安定的な栽培漁業の技術基盤を確立するために必要な技術開発上の重要課題は、次のとおりである。

- ア 漁業者の要望が強い、新しい水産動物については、基礎的な生産技術の開発を行い、良質な種苗の大量生産の可能性を検討する。
- イ 基礎的な種苗生産技術の開発が進んだ水産動物については、種苗の

大量生産が安定して可能となるよう量産技術の開発、マニュアル化を進めるとともに、天然資源の状況を踏まえて放流技術開発を強力に推進していく。

ウ 種苗の大量生産が可能となった水産動物については、種苗の大量生産技術レベルの向上と標準化を図ることとして、当面、次の技術的條件の整備に努める。

(イ) 単位種苗生産量の増大、種苗生産方法の省力化及び簡素化、種苗生産単価の低減等生産性向上のための研究を行い、漁協等による種苗生産の育成を進める。

(ロ) 中間育成については、対象魚種の特性と地域の実態に即した漁場の選定及び良質な放流種苗を確保するための技術開発を図る。

(ハ) 種苗生産及び中間育成時の疾病対策については、国、独立行政法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）及び社団法人全国豊かな海づくり推進協会（以下「海づくり協会」という。）との連携を図りながら、関係機関が協力し適切に対処する。

(ニ) 放流効果をあげるための種苗の大きさ、放流場所、放流方法及び放流した種苗の保護、育成方法等の放流技術の確立を図る。また、音響馴致手法などの海洋新技術や資源管理型漁業との連携を図り、放流効果を最大限に発現させるための技術の導入を進める。

(ホ) 放流効果を明らかにするため、種苗及び漁場の特性に応じた効果を把握するための手法の確立と体制の整備を図る。

エ バイオテクノロジー等の新技術による新品種の開発・放流、外来種導入等については、生態系に及ぼす影響を十分配慮して対応する。

(3) 技術開発水準の到達すべき段階

種	区分	基準年 (H16) における 平均的技術開発段階	目標年 (H21) における 技術開発段階
ア	イ	E	F

ヒ	ラ	メ	E	F
ト	ヲ	グ	C	D
チ	ニ	コ	C	D
リ	オ	サ	A	B
ケ	カ	エ	E	F
コ	ザ	ビ	C	D
ク	ウ	ミ	D	E
ケ	エ	ニ	D	E
ク	オ	コ	B	C
ク	サ	キ	A	B
ク	ル	ボ	A	B

注1 基準年 (H16) において事業実施期 (F) であるアラビ、パンソウニは、対象外とする。

注2 上記の符号は、技術開発の段階を次に掲げる分類で表したものである。

- A：新技術開発期
(種苗生産の基礎技術開発を行う)
- B：量産技術開発期
(種苗生産の可能な種について量産技術の開発を行う)
- C：放流技術開発期
(量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、サイズ、手法の検討を行う)
- D：事業化検討期
(対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する)
- E：事業化実証期
(種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する)
- F：事業実施期

ウ (持続的な栽培漁業が成立する)

第7 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

放流後の成育、分布及び採捕状況を正確に把握することは、栽培漁業を推進する上で極めて重要なことであるため、県との連携を図りながら関係漁業者、漁協、漁連等が中心となって調査を行い、放流効果、資源状況等の把握に努める。また、得られた成果については県、関係漁業者、漁協、漁連等の共有の情報とするよう努める。

第8 その他水産生物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

(1) 栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、水研センター、海づくり協会及び社団法人マリノフォーラム21等との連携を強化するものとする。

(2) 水産動物の種苗の放流及び育成が、第1の趣旨に従って行われるよう関係機関と連絡を図るとともに、佐賀県栽培漁業推進協議会を合意形成の場とし、栽培漁業の円滑な推進に努める。

また、回遊性種については放流・管理を図るため、漁協等による資源管理実践推進協議会等の協議組織の形成や、隣接する各県間の連絡・調整を図っていくための体制整備についても推進する。

(3) 栽培漁業を推進する上で、重要な役割を果たしている水産業改良普及事業及び試験研究との連携を一層強化するとともに、漁業士等の地域リーダーとの連携や漁業者等に対する研修、県高等水産講習所における教科内容を充実すること等により、栽培漁業及び資源管理型漁業に関する技術の普及、指導、啓発等を促進し、栽培漁業の漁業者への定着を図る。また、一般県民、遊漁者等にも、栽培漁業及び資源の育成・管理の重要性について普及啓発を行うっていくものとする。

(4) 栽培漁業の推進に当たっては、種苗の大量かつ安定的な確保、放流及びそれらの体制整備を図っていくことが不可欠であるとともに、資源の保護及び漁場の適正利用並びに密漁防止等についての対応が重要である。

そのためには、まず漁協・漁業者の取組を中心とし、更に県、市町等関係機関が一体となって、「つくり育て、管理する漁業」の確立に努める。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年11月4日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

唐津市養母田字下ノ谷794番、795番1、795番2、803番、804番、805番1、806番、807番1、810番1、842番2、843番1、844番1、845番1、849番、861番1、865番1、866番、867番1、867番3、872番3、930番2、930番9及び930番10

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀市神野西三丁目12番14号
東興開発有限公司

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年11月4日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
16	神埼郡神埼町大字竹字利田1273番1	平成17年10月26日	6.00	78.17

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

